

静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例
静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの保険料率は、28,400円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。